

静岡市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合における手続その他必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の考察事項)

第2条 市長は、審判請求を行うに当たっては、審判の対象者（以下「本人」という。）について、次の事項を総合的に考察するものとする。

- (1) 本人の保護の必要性
- (2) 本人の事理を弁識する能力の程度
- (3) 本人の配偶者及び2親等内の親族（ただし、3親等又は4親等の親族であつて審判請求をする場合は、その者を含む。）以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人の保護の可能性
- (4) 本人又は親族等が審判請求を行う見込み
- (5) 静岡市又は静岡市社会福祉協議会等関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果

(審判請求の手続)

第3条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第4条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第5条 市長は、前条の規定により負担した審判請求費用を本人又は関係人が負担すべき事情があるときは、家事事件手続法第28条第2項の規定により当該審判請求費用の全部又は一部を負担させることを家庭裁判所に申し立てるものとする。

(雑則)

第6条 この要綱の実施に際し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の静岡市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱（平成13年11月15日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。